

共通仕様書【業務委託編Ⅰ】 新旧対照表

改正内容	新（平成26年10月1日）	旧（平成25年10月1日）
<p>測量業務共通仕様書</p> <p>【Ⅰ】-P11</p> <p>○テクリスについて「提出」を「提示」に改正</p>	<p>第12条 提出書類</p> <p>(中略)</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	<p>第12条 提出書類</p> <p>(中略)</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
<p>測量業務共通仕様書</p> <p>【Ⅰ】-P17</p> <p>○守秘義務の遵守にあたり、取り扱う情報の具体的な管理手段を追加</p>	<p>第32条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。</u>また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）</u>について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</p> <p>(中略)</p>	<p>第32条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、_____当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製_____しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、_____発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</p> <p>(中略)</p>
<p>測量業務共通仕様書</p> <p>【Ⅰ】-P20-1</p> <p>○暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置を追加</p>	<p>第40条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p><u>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</u> <u>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</u></p> <p><u>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p><u>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

共通仕様書【業務委託編Ⅰ】 新旧対照表

改正内容	新（平成26年10月1日）	旧（平成25年10月1日）
<p>発注者支援 業務共通仕 様書</p> <p>【Ⅰ】-P255</p> <p>○テクリスについて「提出」を「提示」に改正</p>	<p>第1009条 提出書類</p> <p>(中略)</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き 10 日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	<p>第1009条 提出書類</p> <p>(中略)</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き 10 日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
<p>発注者支援 業務共通仕 様書</p> <p>【Ⅰ】-P258</p> <p>○守秘義務の遵守あたり、取り扱う情報の具体的な管理手段を追加</p>	<p>第1022条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</u></p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）</u>について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p> <p>(中略)</p>	<p>第32条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>_____</u>当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製_____しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>_____</u>発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p> <p>(中略)</p>
<p>発注者支援 業務共通仕 様書</p> <p>【Ⅰ】-P264</p> <p>○積算データの保存先に、指定フォルダを追加</p>	<p>第3002条 義務内容</p> <p>(中略)</p> <p>4. 積算データ入力（データリストの作成）</p> <p>(1) 受注者は、土木工事標準積算基準等の積算基準類及び第1項から第3項の結果を基に、補助入力システム等へのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（CD等）<u>（積算システムを使用する場合、指定フォルダ）</u>に保存し提出するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。</p> <p>(2) 監督員は補助入力システム等データ入力に必要な資料を受注者に貸与するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第3002条 義務内容</p> <p>(中略)</p> <p>4. 積算データ入力（データリストの作成）</p> <p>(1) 受注者は、土木工事標準積算基準等の積算基準類及び第1項から第3項の結果を基に、補助入力システム等へのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（CD等）<u>_____</u>に保存し提出するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。</p> <p>(2) 監督員は補助入力システム等データ入力に必要な資料を受注者に貸与するものとする。</p> <p>(中略)</p>

共通仕様書【業務委託編Ⅰ】 新旧対照表

改正内容	新（平成26年10月1日）	旧（平成25年10月1日）
<p>発注者支援 業務共通仕 様書</p> <p>【Ⅰ】-P265</p> <p>○誤字を修 正</p>	<p>第3003条 留意事項</p> <p>1. 受注者は、業務を履行するにあたり、以下の事項についてもあわせて実施すること。</p> <p>(1) 設計成果品の内容把握 発注者から貸与された設計成果品について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握すること。</p> <p>(2) 関連工事の把握 発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。</p> <p>(3) 新技術及び特許工法等の把握 新技術（NETIS登録技術に限る）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法（工事材料を含む）が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。</p> <p>(中略)</p>	<p>第3003条 留意事項</p> <p>1. 受注者は、業務を履行するにあたり、以下の事項についてもあわせて実施すること。</p> <p>(1) 設計成果品の内容把握 発注者から貸与された設計成果品について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握すること。</p> <p>(2) 関連工事の把握 発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。</p> <p>(3) 新技術及び特許公報等の把握 新技術（NETIS登録技術に限る）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法（工事材料を含む）が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。</p> <p>(中略)</p>
<p>発注者支援 業務共通仕 様書</p> <p>【Ⅰ】-P265</p> <p>○積算デー タの成果品 について、確 認方法を追 加</p>	<p>第3005条 成果品</p> <p>成果品は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 工事等の発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1式</p> <p>(2) 積算資料 1式</p> <p>(3) 積算データ（記録媒体；CD等）<u>（積算システムを使用する場合、業務打合せ簿〔Ⅱ編〕様式-10）により確認</u></p> <p>(4) 特記仕様書（案）</p> <p>(5) 打合せ記録簿</p> <p>(6) 引継事項記載書</p>	<p>第3005条 成果品</p> <p>成果品は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 工事等の発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1式</p> <p>(2) 積算資料 1式</p> <p>(3) 積算データ（記録媒体；CD等）_____</p> <p>(4) 特記仕様書（案）</p> <p>(5) 打合せ記録簿</p> <p>(6) 引継事項記載書</p>
<p>発注者支援 業務共通仕 様書</p> <p>【Ⅰ】 -P266-1</p> <p>○設計図書 に関する重 複する文言 を削除</p>	<p>第4002条 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>2. 工事の施工管理（除染作業業務の作業管理）</p> <p>(中略)</p> <p>9) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成を行い、その結果を監督員に報告又は提出するものとする。また、これに伴い、発注者が工事等の受注者に対し、工事等の変更指示などを行う必要がある場合は、受注者は、監督員とその内容について調整し、変更資料及び関連する機関への説明資料等の作成を行うものとする。</p> <p>① 工事等の設計図書_____が工事等の現場条件と一致しないこと。</p> <p>② 工事等の設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>③ 工事等の設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>④ 工事等の現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事等の現場が一致しないこと。</p> <p>⑤ 工事等の設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>⑥ 工事等を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。</p> <p>(中略)</p>	<p>第4002条 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>2. 工事の施工管理（除染作業業務の作業管理）</p> <p>(中略)</p> <p>9) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成を行い、その結果を監督員に報告又は提出するものとする。また、これに伴い、発注者が工事等の受注者に対し、工事等の変更指示などを行う必要がある場合は、受注者は、監督員とその内容について調整し、変更資料及び関連する機関への説明資料等の作成を行うものとする。</p> <p>① 工事等の設計図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が工事等の現場条件と一致しないこと。</p> <p>② 工事等の設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>③ 工事等の設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>④ 工事等の現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事等の現場が一致しないこと。</p> <p>⑤ 工事等の設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>⑥ 工事等を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。</p> <p>(中略)</p>

共通仕様書【業務委託編Ⅱ】 新旧対照表

改正内容	新（平成26年10月1日）	旧（平成25年10月1日）
<p>設計業務等 共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 【Ⅱ】-P28</p> <p>○守秘義務の遵守にあたり、取り扱う情報の具体的な管理手段を追加</p>	<p>第1130条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</u></p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第1130条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、_____当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製_____しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、_____発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</p> <p>(中略)</p>
<p>設計業務等 共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 【Ⅱ】-P31</p> <p>○暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置を追加</p>	<p>第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p><u>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</u> <u>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</u></p> <p><u>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p><u>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>設計業務等 共通仕様書 第1編 共通編 第2章 設計業務等一般 【Ⅱ】-P35</p> <p>○「公共工事等における新技術活用システム」実施要領の改定に伴い追加</p>	<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>(中略)</p> <p>13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、<u>新技術情報提供システム（NETIS）等</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、<u>及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用するための検討を行うものとする。</u></p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、<u>新技術情報提供システム（NETIS）等</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、<u>及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>(中略)</p> <p>13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、<u>新技術情報提供システム（NETIS）等</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用_____</p> <p>_____するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、<u>新技術情報提供システム（NETIS）等</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用_____</p> <p>_____するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p>

共通仕様書【業務委託編Ⅱ】 新旧対照表

改正内容	新（平成26年10月1日）	旧（平成25年10月1日）
<p>設計業務等 共通仕様書 第1編 道路編 第2章 交通現況調査 【Ⅱ】-P332</p> <p>○交通量調査における実施要領の改定に伴い改定</p>	<p>第2節 交通量調査 第6203条 単路部交通量調査</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容 単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2)現地踏査 受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期(調査日・時間)の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(3)交通量調査 受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通型を人手等により観測を行うものとする。 なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「<u>全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 交通調査編</u>」(国土交通省)に準ずるものとする。</p> <p>(4)集計整理 受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。</p> <p>(5)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第2節 交通量調査 第6203条 単路部交通量調査</p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務内容 単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1)計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2)現地踏査 受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期(調査日・時間)の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(3)交通量調査 受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通型を人手等により観測を行うものとする。 なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「<u>全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）</u>」(国土交通省)に準ずるものとする。</p> <p>(4)集計整理 受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。</p> <p>(5)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
<p>地質調査業務 共通仕様書 第1編 一般調査 第1章 総則 【Ⅱ】-P499</p> <p>○守秘義務の遵守にあたり、取り扱う情報の具体的な管理手段を追加</p>	<p>第132条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</u></p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第132条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、_____当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製_____しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、_____発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</p> <p>(中略)</p>

共通仕様書【業務委託編Ⅱ】 新旧対照表

改正内容	新（平成26年10月1日）	旧（平成25年10月1日）
<p>地質調査業務 共通仕様書 第1編 一般調査 第1章 総則 【Ⅱ】-P502</p> <p>○暴力団員 等による不 当介入を受 けた場合の 措置を追加</p>	<p>第140条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。 また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>